二　発芽不能耕地以外の耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を合計して得た数量

5　規則附則第十七条第一項の規定より減収量を算定する場合における発芽不能耕地の減収量は、その耕地の耕地別基準収穫量の百分の六十五に相当する数量とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百五十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十三条、第百四十六条及び第百五十条の規定に基づき、畑作物共済基準収穫量等設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

畑作物共済基準収穫量等設定準則

第一　基準収穫量

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百五十三条第一項第一号の基準収穫量（以下「基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条第一項（規則附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式をいう。以下同じ。）に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　全相殺方式（規則第百四十条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）　次に掲げる数量のいずれかを基礎とし、てん菜及びさとうきびにあっては申込者（法第百五十二条第一項の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）に係る基準糖度に応じて一定の調整を加えて、農作物の年産ごと、申込者ごと及び類区分（法第百五十三条第一項第一号に規定する共済目的の種類をいう。以下同じ。）（さとうきびにあっては、夏植え、株出し及び春植えの別。以下この号において同じ。）ごとに組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た数量（さとうきびにあっては、当該数量を当該申込者につき合計して得た数量）

イ　過去五年間における当該申込者からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（以下「出荷資料」という。）に基づく当該申込者の当該類区分に係る収穫量（てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度）

ロ　過去五年間における当該申込者の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る収穫量（てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度）

二　半相殺方式（規則第百四十条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）　次に掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

イ　前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る単位面積当たり基準収穫量

ロ　申込者が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る単位面積当たり収穫量

ハ　当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して組合等が定めた当該耕地の当該類区分に係る単位面積当たり収穫量

三　地域インデックス方式（規則第百四十条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）　過去五年間における統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。）を基礎として農作物の年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。）ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該類区分に係る統計単位地域ごとの栽培面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

2　前項第一号の基準糖度は、申込者ごとに、当該申込者が栽培するてん菜又はさとうきびにつき、過去七年間の各年産の糖度を基礎として組合等が定めるものとする。

3　全相殺方式に係る基準収穫量は、第一項第一号に規定するもののほか、同項第二号イからハまでに掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分（さとうきびにあっては、夏植え、株出し及び春植えの別。次項において同じ。）ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分（さとうきびにあっては、共済目的の種類）につき合計して得た数量とすることができる。

4　第一項第二号及び前項の単位面積当たり基準収穫量は、当該基準収穫量を当該耕地の栽培面積により組合等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、農林水産省経営局長が農作物の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに定める単位面積当たり収穫量に次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあっては当該組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に、特定組合等にあっては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

一　当該類区分に係る組合等ごとの栽培面積に対する引受面積の割合が百分の七十以上である場合　百分の百十

二　当該類区分に係る組合等ごとの栽培面積に対する引受面積の割合が百分の七十未満である場合　百分の二百五十

5　都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二　基準収繭量

1　法第百五十三条第一項第一号の基準収繭量（以下「基準収繭量」という。）は、次に掲げる数量を基礎とし、桑葉の生産事情等を勘案して、蚕繭の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める数量とする。

一　前年産の当該類区分に係る基準収繭量

二　申込者が組合等に申告した当該申込者の当該類区分に係る見込収繭量

三　組合等が調査した過去一定年間における当該申込者の当該類区分に係る繭の出荷数量

2　基準収繭量は、基準収繭量の組合等についての合計数量を当該類区分に係る組合等についての引受掃立量で除して得られる単位掃立量当たり収繭量が、農林水産省経営局長が蚕繭の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに定める単位掃立量当たり収繭量に次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあっては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあっては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

一　当該類区分に係る組合等ごとの掃立量に対する引受掃立量の割合が百分の七十以上である場合　百分の百十

二　当該類区分に係る組合等ごとの掃立量に対する引受掃立量の割合が百分の七十未満である場合　百分の百五十

3　都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。